

介護保険料(65歳以上の方)の本算定月です!

～保険税・保険料額を7月に通知します～

■介護保険料(65歳以上の方)

☎ 高齢福祉課 ☎ (55)7116

◎介護保険料(年額)は7月に通知します。

介護保険料は本人・世帯の市民税課税状況と本人の前年所得などをもとに段階別に計算します。
 確定した保険料額と、仮徴収の賦課分を差し引いた金額について、納入通知書を7月中旬にお送りします。

(年額)	(仮徴収)	(以降の納期に振り分け)						
確定した令和4年度の保険料額 (令和4年4月から翌年3月分)	<table border="1"> <tr> <td>特別徴収</td> <td>4・6・8月</td> </tr> <tr> <td>普通徴収</td> <td>第1・2期</td> </tr> </table>	特別徴収	4・6・8月	普通徴収	第1・2期	<table border="1"> <tr> <td>10・12・2月の3回</td> </tr> <tr> <td>第3・4・5・6期の4回</td> </tr> </table>	10・12・2月の3回	第3・4・5・6期の4回
特別徴収	4・6・8月							
普通徴収	第1・2期							
10・12・2月の3回								
第3・4・5・6期の4回								

◎保険料の納め方

区分	対象者	納め方
特別徴収 (年金からの天引き)	65歳以上で、年金(老齢・退職年金、障害年金、遺族年金)を年額18万円(月額15,000円)以上受給の方など	2か月おきに支払われる年金から、支払ごとに保険料が天引きされます。
普通徴収 (納付書または口座振替)	<u>特別徴収にならない方</u> ・年度の途中で65歳になられた方や転入の方 ・年金受給額が年額18万円(月額15,000円)未満の方など	<ul style="list-style-type: none"> ●納付書の方…同封の納付書により、市役所または市が定める金融機関・コンビニエンスストア・キャッシュレス決済で納めてください。 ●口座振替の方…納入期限日に保険料が引落としされます。(別途、介護保険料口座振替の手続が必要です。)

※年度の途中で65歳となられた方や転入の方で、年金受給額が年額18万円以上の方は、当初は普通徴収となります。特別徴収は翌年度以降に随時開始されます(年金の受給が遅れるなどの理由により、日本年金機構などから対象者として市へ通知がない場合は引き続き普通徴収となります)。

◎介護保険料(令和3年度～5年度)の基準額は月額5,500円です。

介護保険料の基準額は、3年ごとに、その期間に必要な介護保険の給付費(サービスに係る費用)を見込み、そのうち65歳以上の方が負担する費用を算出して決めます。

区分	対象者	算定方法 (保険料率)	介護保険料 (年額)
第1段階	生活保護の受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者		基準額×0.30 19,800円
	本人が市民税非課税	本人の合計所得金額(年金雑所得を含まない) +課税年金収入が80万円以下の方	
本人の合計所得金額(年金雑所得を含まない) +課税年金収入が80万円を超えて120万円以下の方			
本人の合計所得金額(年金雑所得を含まない) +課税年金収入が120万円を超える方		基準額×0.60 39,600円	
本人の合計所得金額(年金雑所得を含まない) +課税年金収入が80万円以下の方		基準額×0.85 56,100円	
本人の合計所得金額(年金雑所得を含まない) +課税年金収入が80万円を超える方		基準額×1.0 66,000円	
第6段階	本人が市民税課税	本人の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2 79,200円
第7段階		本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3 85,800円
第8段階		本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5 99,000円
第9段階		本人の合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	基準額×1.7 112,200円
第10段階		本人の合計所得金額が500万円以上800万円未満の方	基準額×1.8 118,800円
第11段階		本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	基準額×1.9 125,400円
第12段階		本人の合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額×2.0 132,000円

※世帯……4月1日現在の住民票上の世帯。年度途中で資格取得(65歳到達・転入)された方はその資格取得日(65歳到達は誕生日前日・転入日)の世帯です。

※合計所得金額…前年の1月から12月までの1年間の年金所得、給与所得、事業所得、土地・建物等や株式等の譲渡による所得などを合計した金額です。なお、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除が適用される場合は、この控除額を差し引いた金額となります。

また、第1～5段階においては、給与所得金額(給与所得と年金収入に係る所得の双方を有する場合に適用される所得金額調整控除前の金額)から10万円を控除し、第6段階以上においては、給与所得と年金収入に係る所得の合計額から10万円を控除して算出します。

※課税年金収入…公的年金など税法上課税対象となる年金の収入金額です。非課税年金(障害・遺族)は含まれません。

※年度途中で資格取得および喪失した方については、月割りにより保険料を計算します。